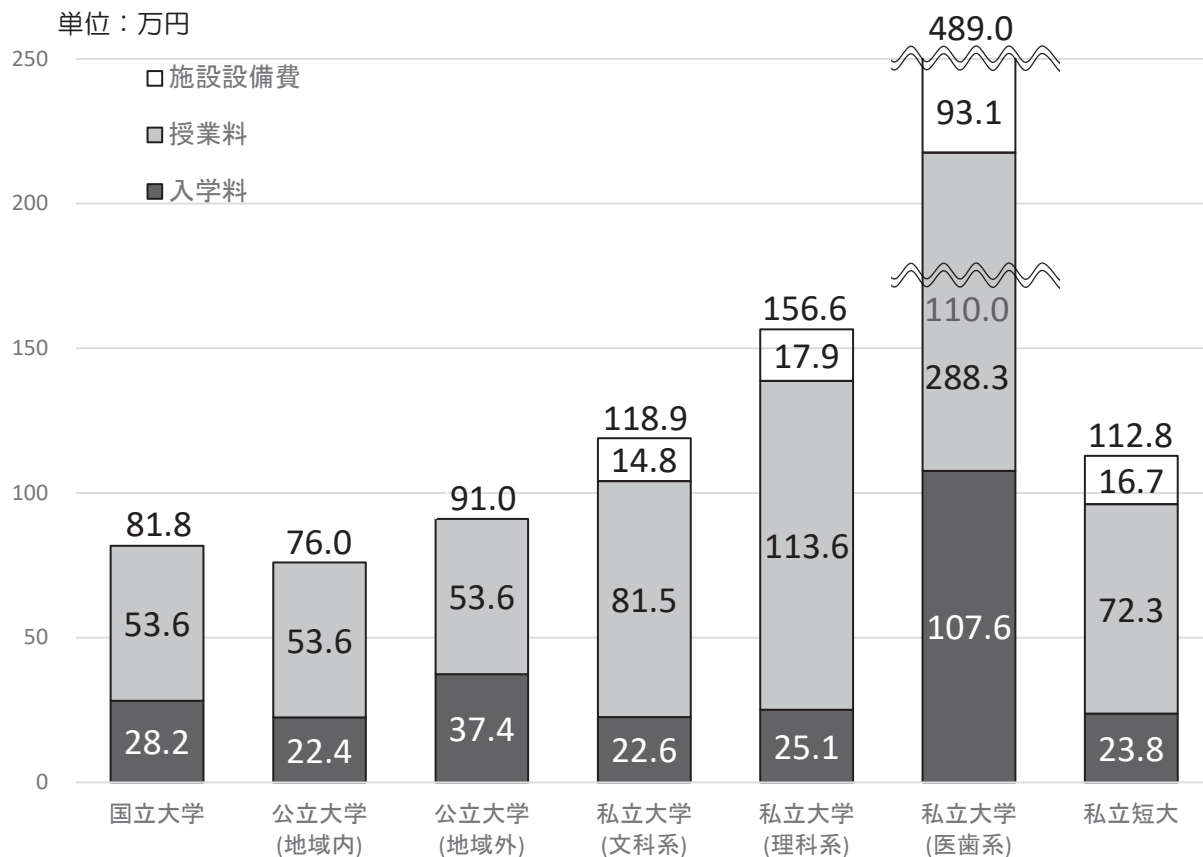


第2 大学・短期大学等へ進学するための主な支援制度

大学等への進学にかかる費用

1 1年目にかかる学費（平均額）



※ 金額表示は千円以下四捨五入。納付金額は学校、学部等により異なります。

国立は、文部科学省令による標準額

公立は、文部科学省「2023年度学生納付金調査結果」より抜粋

私立大学・短大は、文部科学省「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等調査」より抜粋

2 学生生活費の内訳（大学昼間部の年間平均）

	自宅	学寮	下宿,アパート,その他
食費	88,500円	234,300円	262,400円
住居・光熱費	—	281,300円	455,400円
保健衛生費	49,900円	45,200円	52,800円
娯楽・嗜好費	136,700円	113,200円	129,900円
その他の費用	149,200円	162,900円	171,300円
計	424,300円	836,900円	1,071,800円

日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」（隔年調査）より抜粋

3 入試スケジュール

9～11月	11～12月	1月	2～3月	4月
総合型選抜	学校推薦型選抜	大学入学共通テスト (共通テスト)	一般選抜	入学

※ 令和3年度入学生から、入試の区分や実施時期等が、一部変更されています。

※ 合格が決まってから概ね1週間～2週間以内に入学金が必要です。その後約1か月以内に、授業料前期分、施設設備費などの学納金を納付します。学校によって、納付すべき手続金の種類や納付時期が異なります。

(1) 総合型選抜

旧AO入試です。大学等が求める人物像（アドミッション・ポリシー）と、志願者の学習意欲・目的意識に、知識・技能や思考力等も含め選抜されます。出願は9月以降、合格発表は11月以降です。書類審査や論文、面接や面談のほか、プレゼンテーションや講義を受けてレポートなど、学校によってさまざまです。学力テストを課す学校もあります。なお、専門学校は、大学より早く選抜が行われます。

(2) 学校推薦型選抜

旧推薦入試です。高校等の推薦を踏まえ、調査書のほか知識・技能等も含め選抜されます。出願は11月以降、合格発表は12月以降です。「指定校推薦」と「公募制推薦」に大別されます。

「指定校推薦」は、大学が指定した高校の生徒だけが出願できます。高校ごとに推薦枠（人数）が決まっており、まずは、高校の学業成績や部活動、課外活動の実績などをもとに校内選抜が行われます。

「公募制推薦」は、大学で決められた出願資格を満たしていれば、どの高校からでも出願できます。課外活動推薦など多様な推薦基準があります。

(3) 大学入学共通テスト（共通テスト）

大学入学共通テストは、このテストを利用する国立・公立・私立の各大学が大学入試センターと協力して、1月中旬以降の土・日曜の日程で全国一斉に行われます。

試験日（令和8年）	1月17日（土）	18日（日）
-----------	----------	--------

国公立大学の一般選抜受験者は、原則、1次試験として共通テストを受ける必要があります。また、8割以上の私立大学でも、共通テストの成績が利用できる「共通テスト利用方式」を設定しています。

4 大学受験料の目安（令和7年度入学者試験）

入試方法	金額
大学入学共通テスト (共通テスト)	3教科以上 18,000円（成績通知希望の場合は +800円）
	2教科以下 12,000円（成績通知希望の場合は +800円）
国公立大・2次試験（平均）	17,000円
私立大・一般選抜（平均）	35,000円 ※ 歯学系・医学系では40,000円～60,000円がかかる場合もあります。

※ 私立大の場合、願書請求に1,000円程度かかることがあります。

共通テストと国公立大の願書は基本的に無料です。

※ 大学によっては、複数の学部を受験したり、同じ学科の複数の日程を受験すると、受験料の割引制度を導入しているところもあります。

※ 交通費・宿泊費

遠方の大学を受験する場合は、受験会場までの交通費や宿泊費が必要になります。

※ 大学によっては、自校所在地以外の都市に、学外試験会場（地方入試）を設けているところもあります。

高等教育の修学支援新制度（大学等の入学金・授業料の減免）国の制度

大学等における修学の支援では、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に、入学金・授業料が支援されます。この支援により、明確な進路への意識や進学意欲がある学生に、家庭の経済状況に関わらず、大学・短期大学・専門学校等での修学が支援されます。

また、入学金・授業料の減免と同時に、日本学生支援機構の給付奨学金も受給することができます。

1 支援対象となる学校種

国又は自治体による要件確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校【うち約8割が該当】

2 支援対象となる学生等

- (1) 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、次の算式により算出された額が本人及び生計維持者（原則父母）合計で、第Ⅰ区分から第Ⅳ区分に該当すること。ただし多子世帯の場合は所得制限なし。なお、本人と生計維持者の資産（預貯金、有価証券等）合計額が5,000万円未満（ただし、多子世帯で授業料減免の満額支援を受ける場合は3億円未満）の場合に支援対象となる。

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額}) \times 3/4$$

※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

- (2) 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した学生等が対象です。ただし、過去において高等教育の支援措置を受けた場合は、対象外です。
- (3) 高校の評定平均値が3.5以上が必要です。3.5未満の場合、レポート又は面談により学習意欲が確認できれば支援が受けられます。なお、大学等に在学中の学生については、前年度までの学業成績が上位2分の1などの要件があります。
- (4) 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者が対象です。
- (5) 高卒認定試験合格（見込）者も対象です。（要件等の詳細は文部科学省のホームページ参照）

3 授業料等の減免額と世帯収入の基準

授業料等減免の上限額（第Ⅰ区分） 単位 円

学校種		入学金	授業料
大学	国公立	282,000 (141,000)	535,800 (267,900)
	私立	260,000 (140,000)	700,000 (360,000)
短大	国公立	169,200 (84,600)	390,000 (195,000)
	私立	250,000 (170,000)	620,000 (360,000)
高専	国公立	84,600 (夜間制の開講なし)	234,600
	私立	130,000 (夜間制の開講なし)	700,000
専門学校	国公立	70,000 (35,000)	166,800 (83,400)
	私立	160,000 (140,000)	590,000 (390,000)

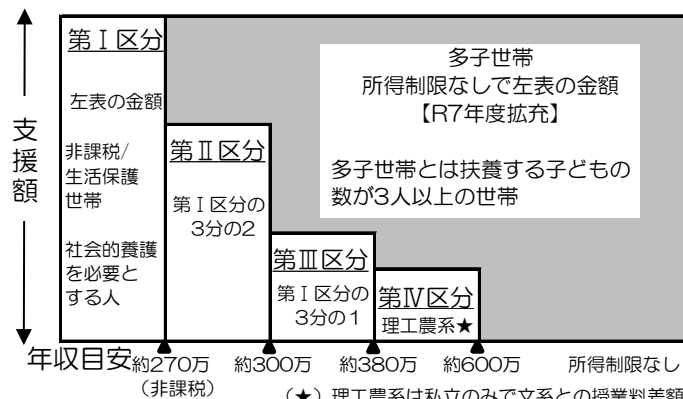
（ ）は夜間制の上限額

支援区分と算定基準額（本人と生計維持者の合計）

支援区分	算定基準額	年収の目安
第Ⅰ区分	100円未満	271万円以下
第Ⅱ区分	100円～25,600円未満	303万円以下
第Ⅲ区分	25,600円～51,300円未満	378万円以下
第Ⅳ区分	51,300円～154,500円未満	635万円以下

※ 年収の目安は両親、本人、中学生の4人世帯のケース

支援区分と支援額



※ 私立通信制は、入学金 30,000円、授業料 130,000円が上限です。（国公立通信制は現在開講なし）

4 その他

- (1) 減免の手続きは、入学した大学等で行います。大学等の定める手続きにより申請します。
- (2) 世帯収入の確認は、日本学生支援機構が取扱うマイナンバーによって行います。
- (3) 大学等への進学後はその学習状況について要件が課され、その要件を満たさない場合には、支援を打ち切られることがあります。
- (4) 制度の詳細については、文部科学省のホームページでご確認ください。

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度

独立行政法人 日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）は、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対し、奨学金の給付や貸与を行っています。

1 奨学金の種類

奨学金の種類		返還の必要性	利子	振込頻度
給付奨学金		返還不要	—	毎月1回
貸与奨学金	第一種奨学金	返還が必要	利子なし	毎月1回
	第二種奨学金		利子あり	毎月1回
	入学時特別増額貸与奨学金			初回振込時に1回限り

2 申込時期（令和7年度）

区分	回次	募集対象				申込期間 ※ (スカラネット)	採用候補者 決定時期	申込先
		給付	第一種	第二種	入学時増額			
予約採用 (進学前)	第1回	○	○	○	○	4/21～5/31	10月下旬	在学する(卒業した)高等学校等の窓口
	第2回	○	○	○	○	6/1～6/30	11月下旬	
	第3回	○	○	○	○	7/1～7/31	12月下旬	
	予備回	○	○	○	○	10/3～10/17	1月下旬	
在学採用 (進学後)	第1次	○	○	○	○	4月～5月	7月以降	進学先の大学等の奨学金窓口
	第2次	(○)	(○)	(○)	—	秋ごろの予定、詳細は未定		
緊急採用 応急採用 家計急変	・大学等に進学後、失職・破産・事故・病気・火災・風水害等の災害等により家計が急変した場合は、年間を通じて随時申込みができます。 ・虐待により避難している場合も通年、申込みことができます（R4.7より）。 第一種奨学金（緊急採用） 第二種奨学金（応急採用） 給付奨学金（家計急変）							

※ 申込期間は学校により異なるため学校に確認してください。予備回の実施も学校にご確認ください。

(注) JASSOの奨学金は進学後の振込です。入学金等を支払う時期には利用できないのでご注意ください。進学前に資金が必要な場合「入学時特別増額貸与奨学金」採用予定者対象に 労働金庫「入学時必要資金融資」制度があります。（25ページ参照）

3 申込資格

- 予約採用は、高等学校等を卒業予定の人及び卒業後2年以内の人が対象です。給付奨学金申込者で複数の高等学校等を卒業している場合は、最初に卒業した学校から2年以内です。高卒認定試験合格者で合格2年以内の人（合格見込を含む）も対象となります。
- 在学採用は、大学等の在学生が対象です。ただし給付奨学金については高等学校等の卒業時期に要件があります。
- 外国籍の人は、在留資格に要件があります。

4 給付奨学金

給付奨学金は、原則として返還義務のない奨学金です。国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう支給されます。

(1) 支給対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校（授業料・入学金の減免対象校と同じ学校）です。大学院は対象外です。

(2) 選考基準

①学力基準

ア 高等学校等の成績が5段階評価で、平均3.5以上であること

イ アに該当しない場合、レポートの提出や学校における面談により、学習意欲等が認められること

②家計基準

ア 収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等で、次の計算式で算出された 支給額算定基準額が次のページの支援区分Ⅰ～Ⅳに該当すること

支給額算定基準額＝市町村民税の課税標準額×6%－(市町村民税の調整控除額＋税調整額)×3/4

※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

支援区分	支給額算定基準額	年収の目安
【第Ⅰ区分】市町村民税所得割非課税世帯の者	100円未満	271万円以下
【第Ⅱ区分】市町村民税所得割非課税世帯に準ずる世帯の者	100円～25,600円未満	303万円以下
【第Ⅲ区分】市町村民税所得割非課税世帯に準ずる世帯の者	25,600円～51,300円未満	378万円以下
【第Ⅳ区分】多子世帯の者	51,300円～154,500円未満	635万円以下

※ 年収の目安は、父母、本人、中学生の4人世帯で、父母の一方が働いている場合です。

※ 収入基準は、原則としてJASSOに提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

イ 資産基準 本人及び生計維持者（原則父母）の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計が5,000万円未満であること。不動産、学資保険等は含まない。

(3) 支給金額(月額) 自宅外通学：自宅から片道60km以上・120分以上、通学費 月1万円以上等の条件あり

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
	(33,300円)		(42,500円)	
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
	(22,200円)		(28,400円)	
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円
	(11,100円)		(14,200円)	
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300円	16,700円	9,600円	19,000円
	(8,400円)		(10,700円)	

※ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額になります。

※ 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関わらず、第Ⅰ区分51,000円、第Ⅱ区分34,000円、第Ⅲ区分17,000円、第Ⅳ区分12,800円が年1回支給されます。

(4) 申込手続、進学後の手続

①申込手続

ア インターネットを使った申込み

イ JASSOへ関係書類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）

ウ 学校へ必要書類を提出（給付奨学金確認書等）

②進学後の手続

ア インターネットを使って進学届を提出 イ 進学校へ誓約書を提出

ウ 毎年複数回、JASSOに在籍報告を提出

※ 毎年、家計と学力について適格認定が行われます。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

5 貸与奨学金

貸与奨学金は、卒業後返還が必要な借りる奨学金です。貸与奨学金には、利息が付かない第一種奨学金と利息が付く第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金があります。

(1) 選考基準

基 準		
学力	第一種	申込時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上 〔 住民税が非課税世帯(所得割額が0円)、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人※は、3.5に満たない場合も申込みできます。 〕
	第二種	・ 申込時までの高校の成績が学校の平均水準以上であること ・ 特定分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ・ 学習意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
家計	第一種	・ 生計維持者（原則保護者）の年収が収入基準額以下であること（収入目安 参照） ・ 住民税が非課税世帯（所得割額が0円）、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人※
	第二種	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（収入目安 参照）
	併用	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（収入目安 参照）

※ 社会的養護を必要とする人とは、満18歳となる前日に(満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で)次の施設等に入所して（養育されて又は一時保護されて）いた人

〔 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親 〕

収入目安

世帯人数	給与所得者の世帯（年間の収入金額）			給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）		
	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
3人世帯	716万円以下	1,113万円以下	661万円以下	536万円以下	879万円以下	489万円以下
4人世帯	803万円以下	1,250万円以下	743万円以下	552万円以下	892万円以下	506万円以下

※ この表はあくまで目安です。目安を上回っていても特別控除等により基準を満たす可能性があります。
 ※ 家計基準は、原則としてJASSOに提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

(2) 貸与金額

種類	進学先	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第一種	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の 月額				50,000円				50,000円
			40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	第二種（月額）	20,000円～120,000円（10,000円単位で選択）							
	入学時特別増額	100,000円～500,000円（100,000円単位で選択）							

※ 給付奨学金を受給する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
 ※ 第一種奨学金「最高月額」の利用には、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。
 ※ 第二種奨学金の12万円を選択した場合、希望により私立大学の医学・歯学課程は4万円、薬学・獣医学課程は2万円の増額が認められます。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金

- ① 入学時特別増額貸与奨学金は、入学時の一時金です。単独で申込むことはできません。第一種奨学金・第二種奨学金と併せて申込みます。
- ② 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」）の「国の教育ローン」（27ページ参照）を申込み、低所得等を理由として利用できなかった世帯の学生等に貸与されます。
 - ア 公庫の「国の教育ローン」を利用できる人や公庫が定める要件を満たさない（高所得である等）ために「国の教育ローン」の申込みを受け付けてもらえない場合、入学時特別増額貸与奨学金の対象にはなりません。
 - イ 公庫の「国の教育ローン」への申込みが必要か不要かは、奨学金の審査結果とあわせて「採用候補者決定通知」に記載されています。必要と記載があれば「国の教育ローン」が優先になります。
 - ウ 入学時特別増額貸与奨学金の申込みの有無によって予約採用の選考結果が左右することはありません。
 - エ 「金額の変更」や「辞退」は進学届提出時（進学後）に行うことが可能です（進学前に変更することはできません。）。
 - オ 貸与利率は、原則として、第二種の基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります。

(4) 申込みに際しての必要事項

- ① 個人情報情報の取扱いに関する同意
 予約採用申込み時に「奨学金確認書兼地方税同意書」、奨学生採用時に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」の提出が必要です。
- ② 保証制度の選択
 保証制度には、「人的保証制度」と「機関保証制度」の2つがあり、いずれかを選択します。どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。
 - ア 人的保証制度
 - ・ JASSOが定める条件を満たす人に、連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。
 - ・ 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人が奨学生（返還者）に代わって返還をする義務があります。

連帯保証人（原則、父母）		保証人（原則、おじ・おば・兄弟姉妹）	
・ 父母 ・ 父母がいない場合は4親等以内の親族（※）		・ 父母以外の人 ・ 本人及び連帯保証人と別生計の人 ・ 連帯保証人の配偶者、婚約者でない人 ・ 4親等以内の親族（※） ・ 進学届提出日時点で65歳未満の人（※）	
連帯保証人・保証人 共通条件		・ 奨学生の配偶者、婚約者は選任できません。 ・ 未成年者、学生、債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ・ 貸与終了時に奨学生が満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。	

※ 条件を満たさない場合、貸与予定総額の返還を確実に保証する収入又は資産があることを示す「返還保証書」及び基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

イ 機関保証制度

- ・ 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一定の保証料を払って保証を依頼する制度です。
- ・ 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なり、奨学生として採用される年度の4月に決定される予定です。

（参考）令和6年度採用者の保証料の例

第一種 大学4年間 月額4万円借りた場合の保証料は、月額約1,260円です。

第二種 大学4年間 月額10万円借りた場合の保証料は、月額約5,500円です。

- ・ 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、保証機関が奨学生（返還者）に代わって一括返済します。その後、保証機関が奨学生（返還者）にその分の返済を請求します。

③ 利率算定方式の選択

利率の算定方法には、利率固定方式と利率見直し方式があります。第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、どちらかを選びます。利率は貸与終了時に決まります。どちらの場合でも、利率が3%を超えることはありません。

ア 利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。

（参考）令和7年3月 貸与終了の第二種の利率は1.641%、入学時特別増額貸与奨学金は1.841%

イ 利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります。

（参考）令和7年3月 貸与終了の第二種の利率は1.100%、入学時特別増額貸与奨学金は1.300%

(5) 申込手続等

- ① インターネット（スカラネット）より申込情報を入力
 - ② JASSOへ関係種類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）
 - ③ 学校へ必要書類を提出（貸与奨学金確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書等）
- ※ 進学後には、進学届をインターネットで提出します。その後、返還誓約書等必要書類を学校に提出します。また奨学金貸与中、毎年1回奨学金継続願の提出が必要です。なお、学業成績が不振等の場合、奨学金の貸与が停止されたり打ち切られることがあります。

(6) 貸与奨学金の返還

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）から始まります。また、奨学金の貸与終了後は、いつでも繰上返還ができます。全額繰上返還や一部繰上返還ともに可能です。

① 返還方式

第一種奨学金では2つの返還方式からどちらかを選択します。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については、定額返還方式になります。

返還方式	説明
定額返還方式 (一種・二種 入学時増額)	貸与総額により返還期間（最長20年）が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します（第二種の利率算定方法で「利率見直し方式」を選択された場合、おおむね5年ごとの返還利率の見直しにより毎月の返還額が変動します。）。
所得連動 返還方式 (一種のみ)	前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。また、毎月の返還額により、返還期間が決まります（前年の所得の変動に伴い毎月の返還額・返還期間が変動します。）。ただし、初年度の返還月額は、定額返還方式による返還月額の半額となります。毎月の最低返還月額は、2,000円です。所得連動返還方式を選択する場合、保証制度は機関保証制度を選択する必要があります。

②返還が困難になった場合

返還が困難な場合は、本人からの願い出による救済制度があります（審査があります。）。

制度	説明
減額返還	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を2/3、1/2、1/3または1/4に減額する制度です。返還総額は変わりません。返還期間が延長されます。 ※ 第一種奨学金で、所得連動返還方式を選択した場合、減額返還制度は利用できません。
返還期限猶予	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、返還期限を猶予（先延ばし）する制度です。返還総額は変わりません。
在学猶予	奨学金の貸与終了後も大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学（進学）する場合に、返還期間を猶予（先延ばし）する制度です。在学終了月の翌月から数えて7か月目から、返還が始まります。
返還免除	奨学生本人が死亡または心身障がいとなった場合、返還未済額の全部又は一部が免除される制度です。

③返還を延滞した場合

ア 返還金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。

イ 返還開始後6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に奨学生の個人情報が登録されます。個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

6 奨学金申込みから採用・返還までの流れ（給付奨学金・貸与奨学金）

予約採用（進学前の申込み）の場合	在学採用（進学後の申込み）の場合
(1) 申込み ① 高等学校等で募集 高等学校等から申込書類の受け取り ↓ ② 申込手続 ・インターネット入力（マイナンバーの提出） ・学校に必要書類の提出 インターネットでの申込み後、1週間以内にJASSOに郵送 ↓ ③ 高等学校等からJASSOへ推薦 JASSOで選考 ↓ ④ 採用候補者の決定 採用候補者には、JASSOから学校を通じて、採用候補者決定通知を交付 ↓ ⑤ 進学先の決定 ↓ (2) 進学後の手続き（注） ① 進学届の提出 インターネット入力 ↓ ② 採用、奨学金振込開始 奨学生に、奨学生証を交付 奨学金の初回振込月は進学届提出時期による ↓ ③ 返還誓約書（貸与）等の提出 ↓ ④ 奨学金振込期間中 ※ 毎年 奨学金継続願 を提出（給付・貸与共通） ※ 給付のみ、定期的に在籍報告を提出 ↓ ⑤ 卒業（奨学金の振込終了） ↓ ⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還	(1) 申込み ① 大学等、進学先の学校で募集 大学等から申込書類の受け取り ↓ ② 申込手続 ・インターネット入力（マイナンバーの提出） ・学校に必要書類の提出 インターネットでの申込み後、1週間以内にJASSOに郵送 緊急採用・応急採用は、採用決定後に提出 ↓ ③ 大学等からJASSOへ推薦 JASSOで選考 ↓ (2) 採用決定後の手続 ① 採用の決定・通知 奨学生に採用された場合、JASSOから学校を通じて、奨学生証等関係書類を交付 ↓ ② 奨学金の振込開始 ↓ ③ 返還誓約書（貸与）等の提出 ↓ ④ 奨学金振込期間中 ※ 毎年 奨学金継続願 を提出（給付・貸与共通） ※ 給付のみ、定期的に在籍報告を提出 ↓ ⑤ 卒業（奨学金の振込終了） ↓ ⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還

（注）授業料・入学金の減免の対象者は、必要な手続きを進学先の学校で行ってください。

7 海外留学のための奨学金

第二種奨学金（+入学時特別増額貸与奨学金）〔貸与型・有利子〕

※第一種・給付奨学金利用は不可

学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学を希望する方を対象とする奨学金制度です。
第二種奨学金の採用候補者であれば、海外大学に進学した場合利用することができます。

資格要件	「募集要項」に示された要件すべてを満たす者（18項目） 《応募時に満たすべき要件》12項目 ・日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者 ・応募時において日本に居住する者 ・日本の高等学校等を卒業若しくは修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに卒業若しくは修了する者 など 《支援開始までに満たすべき要件》3項目 ・支援開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者 など 《その他要件》3項目 ・機構理事長が必要と認める条件を満たす者 など
貸与月額	約120,000円～約330,000円（留学先の国・地域により異なります） （新規採用者に対し、支援開始時に渡航支援金16万円を支給）
募集時期 申込方法	毎年9月頃（翌年度留学のための募集要項等を公表） 詳しくは、国内在籍校又は卒業校の奨学金担当者にお問い合わせください。 JASSOのホームページ（https://www.jasso.go.jp/）をご覧ください。

※ 短期留学のための第二種奨学金については、JASSOのホームページをご覧ください。

海外留学情報サイト

JASSOが運営する海外留学を考える方への情報サイトです。留学準備や国・地域別情報などの海外留学情報に加え、留学イベント、留学のための奨学金等の情報が掲載されています。
詳細は、JASSOの留学生事業部・留学生情報課〔03 - 5520 - 6111〕へお問い合わせください。

JASSOの奨学金制度や奨学金の返還に関する相談窓口

- 奨学金相談センター（月曜～金曜 9時～20時、土日祝日・年末年始を除く）
電話：0570-666-301（ナビダイヤル）
- ※ 海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100
- マイナンバーに関する相談（月曜～金曜 9時～18時、土日祝日・年末年始を除く）
マイナンバー提出専用コールセンター
電話：0570-001-320（ナビダイヤル）

労働金庫の「入学時必要資金融資」制度

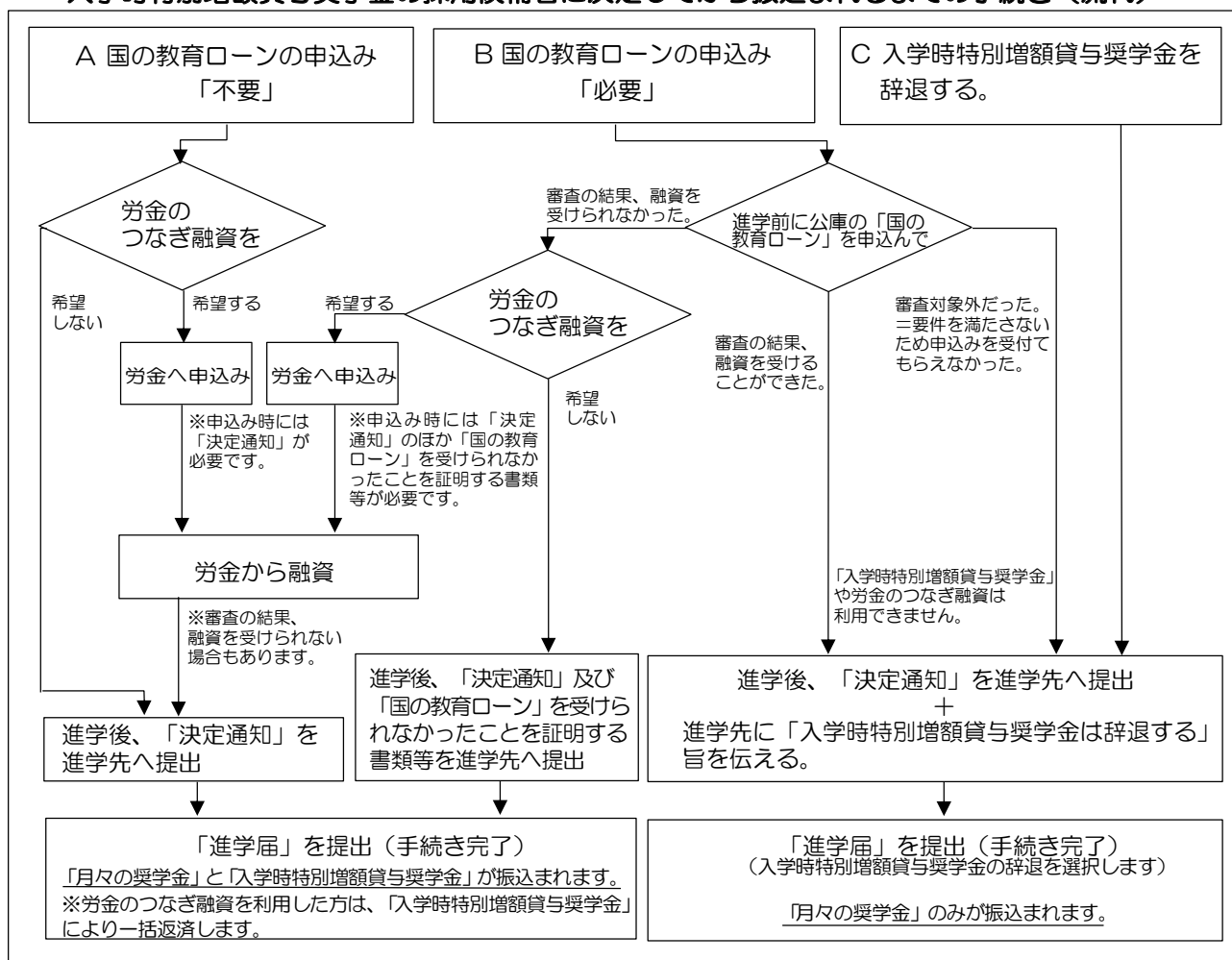
労働金庫（ろうきん）の「入学時必要資金融資」は、JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者を対象に、同奨学金が振り込まれるまでの間、その金額の範囲内で、入学時に必要な資金を融資するものです。

申込者	採用候補者で、ろうきんの口座を奨学金振込口座に指定できる人 融資の申込み後に、奨学金振込口座を他行に変更することはできません。
融資限度額	入学時特別増額貸与奨学金（10万円～50万円）の範囲内 ・申込時に選択した金額を超える融資は受けられません。 ・入学時特別増額貸与奨学金の金額は、進学後の進学届提出時に変更が可能です（進学前の変更は不可）。ただし、変更する場合も、融資を受ける金額より少なくすることはできません。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時 ※ 奨学金振込口座からの引き落としによって元金及び利息を一括して返済します。

利 率	年2.40%程度【固定金利】（令和6年5月1日 現在） ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、借入利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。
申 込 時 期	採用候補者としての通知があり、大学等の合格が決まれば申込みます。
申 込 書 類	・奨学生採用候補者決定通知〔注〕 ・本人等確認書類 ・合格通知等進学先関係書類 ・その他（ろうきんから求められた書類等）
連 帯 保 証 人	父母（または親権者）のいずれか
審 査 期 間	申込時期により異なります。
申 込 手 続	ろうきんの各店舗への来店による申込み 原則、連帯保証人と本人の来店が必要

〔注〕 採用候補者決定通知に「国の教育ローンへの申込必要」と記載されている場合は、「国の教育ローン」が受けられなかったことを確認できる書類が必要です（下記の「流れ」参照）。

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者に決定してから振込まれるまでの手続き（流れ）



近畿ろうきん 大阪市内 支店等一覧

支店名	電話番号	所在地
本店	06-6449-1211	西区江戸堀1-12-1
梅田	06-4796-2777	北区大淀中1-1-88（梅田スカイビルタワーイースト5階）
大正	06-6552-2541	大正区三軒家東1-19-13
天王寺	06-6772-9491	天王寺区北河堀町4-22
天下茶屋	06-6652-5005	西成区岸里東1-17-16
大阪中央	06-6946-0023	中央区城見1-2-27（クリスタルタワー2階）